平成２７年（フ）第２７５号
愛知県岡崎市小針町字亀ケ渕４番地２　三菱社宅Ｃ－205
破産者　八木　一記
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３１０号
愛知県豊田市新町４丁目53番地１
破産者　遠藤　紀幸
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺428番地５、事業所の住所滋賀県犬上郡甲良町長寺377－１
破産者　くつろぎ処みやざきこと　宮嵜　光一
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第６９号
大津市木下町７番19号、開始決定時の住所滋賀県愛知郡愛荘町蚊野1874番地２
破産者　外川　雅英
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１０３号
滋賀県彦根市芹橋１丁目７番13号、住民票上の住所滋賀県東近江市寺町144番地
破産者　松吉　厚子
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１５５号
滋賀県彦根市蓮台寺町50番地17（２Ｂ号）
破産者　稲野　利奈
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３５６号
大分市今津留３丁目７番５号（コーポ小野201）
破産者　神崎　奈美
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３７２号
大分県別府市大字北石垣1278番地の１　豊松園アパート10号
破産者　大場　健史
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４３号
茨城県鉾田市串挽887番地36
破産者　岩田　春枝
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２９９号
茨城県東茨城郡茨城町大字大戸3333番地17
破産者　海老澤たけ
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１０２号
栃木県栃木市西方町金井833番地６、従前の住所栃木県小山市花垣町１丁目15番18号
破産者　鈴木　啓子
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第９１号
栃木県佐野市奈良渕町512番地１　グランレーベン301号、申立時の住所栃木県佐野市堀米町2701番地11
破産者　加藤　直也
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１１０号
栃木県足利市錦町40番地３　サンシャルム錦町103
破産者　恩田　正行
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１１１号
栃木県足利市錦町40番地３　サンシャルム錦町103
破産者　恩田　峯子
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第３３号
広島県三次市十日市南５丁目３番10号
破産者　竹岡　且了
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第３号
広島県安芸高田市甲田町高田原1062番地５　アート・ハウス参番館103
破産者　田邉　敏夫（旧姓河本）
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第１０５１号
札幌市白石区本通４丁目北２番28号　エーデルワイス203号
破産者　岩佐　省吾
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９１７号
札幌市東区北22条東23丁目10番25号
破産者　斉藤　芳恵
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１３号
群馬県前橋市岩神町４丁目23番５号
破産者　今井　幸太
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係